

岐阜県公報

目次

住宅供給公社公告
公営住宅又は共同施設の管理

(公共建築住宅課)

ページ
一

号外(四) 平成二十五年 三月二十九日

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公司において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第二項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県住宅供給公社

理事長 渡 辺 敬 一

- 一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称
岐阜県住宅供給公社
- 二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称
岐阜県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)第三条第一項に規定する北方住宅及びその共同施設
- 三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容
岐阜県営住宅条例第四十九条第二項各号に掲げる権限を行うこと
- 四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十五年三月二十九日

平成二十五年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社